

教指第 1 3 6 9 号

平成 3 年 3 月 2 7 日

各 県 立 高 等 学 校 長
県立盲・聾・各養護学校長 殿

山口県教育委員会教育長

県立高等学校に留学を希望する外国の高等学校生徒の受入れ
に関する取扱いについて（通知）

近年の国際化の進展に伴い、今後県立高等学校に留学を希望する外国の
高等学校生徒の増加が予想されます。

これに対応するため、このたび、外国人留学生の受入れについて別紙の
とおり実施要綱を定めました。

ついでには、この実施要綱に基づき、外国の高等学校生徒の受入れに対し
適切に対処されるよう配意願います。

山口県立高等学校外国人留学生受入れ実施要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、国際理解教育を一層推進し、高等学校教育の充実・発展を図るため、県立高等学校に留学を希望する外国の高等学校生徒の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(留学生)

- 2 留学生とは、外国の学校教育において日本の高等学校に相当する学校に在籍している外国人(以下「外国人生徒」という。)であって、教科・特別活動等の教育活動への参加を目的に、県立高等学校において原則として1月以上1年以内の期間受入れを許可された者をいう。

(留学生の受入れ)

- 3 校長は、留学を希望する外国人生徒について、県内に在住する身元引受人から留学受入願(別記第1号様式)を添えて留学の申し出があったとき、教育上支障がない場合にはその受入れを許可することができる。

(誓約書及び身元引受書の提出)

- 4 校長は、留学を希望する外国人生徒の受入れを許可するに際しては、本人からは誓約書(別記第2号様式)及び本人であることを証明するものの写しを、身元引受人からは身元引受書(別記第3号様式)を提出させるものとする。

(留学生の取扱い)

- 5 留学生の取扱いは次によるものとする。
 - ・ 留学生の指導については、身元引受人と十分連携をとり、留学の受入れを許可した高等学校の教育方針に基づき、当該校の生徒に準じて行うこと。

ただし、校長は、留学生の日本語の理解力等に応じ、教育課程等について弾力的な措置を講ずることができるものとする。

- ・ 校長は、当該校の生徒に準じて留学生の指導に係る諸表簿を作成し、保管すること。
- ・ 校長は、留学生に係る証明を行うことができること。

- ・ 留学生に係る授業料は、徴収しないこと。
ただし、他の経費については、当該校の生徒に準ずること。
- ・ 留学生は日本体育・学校健康センターに加入することができること。

(留学生に係る報告)

- 6 校長は、留学生の受入れを許可したときは別記第4号様式により、留学が終了したときは別記第5号様式により、速やかに県教育委員会に報告するものとする。また、当初の報告に変更が生じたときも、同様とする。

(その他)

- 7 上記に定めることのほか、必要な事項は別に定める。
(県立盲・聾・養護学校への準用)
- 8 この要綱は、県立盲・聾・養護学校の高等部に準用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。